食安輸発0619第1号 平成24年6月19日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (タイ産カミメボウキ及びその加工品)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号(最終改正:平成24年6月15日付け食安輸発0615第2号)にて通知したところです。

このたび、モニタリング検査において、タイ産冷凍カミメボウキから EPN を検出したことから、同通知の別表1のタイの項中、

製品検査の対	条件	検査の項目	試験品採取	検査の方法	検査を受けることを命
象食品等	>K11	M A O A I	の方法	次重 ジカム	ずる具体的理由
カミメボウキ		EPN	別表2の3	平成17年1月24日	基準値 (0.01ppm) を
及びその加工			によるこ	付け食安発第012	超える EPN が検出され
品(簡易な加			と。	4001号「食品に残	るおそれがあるため。
工に限る。)				留する農薬、飼料	
				添加物又は動物用	
				医薬品の成分であ	
				る物質の試験法に	
				ついて」によるこ	
				と。	

を追加するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。